

0120-45-4010



ためし読み・購読の
お申し込みは



ネットでも
ニュース

中日スポーツ

中日ウェブ

検索

検察側、特別抗告を断念

一九六六年に静岡県の一家四人が殺害された事件で死刑が確定した袴田巖さん(八七)の再審開始を認めた東京高裁決定について、袴田さんの弁護団は二十日午後、検察側から最高裁への特別抗告を断念したとの連絡があつたと明らかにした。袴田さんは静岡地裁での再

審公判で無罪を言い渡される公算が大きくなつた。

特別抗告の要件は憲法違反か判例違反に限られ、これらを満たすのは困難と判断したとみられる。戦後の死刑事件で再審開始の判断が確定したのは五例目。過去四例は再審公判を経て八三・八九年に無罪となつた。

高裁は十三日の決定で弁護側主張を全面的に認め、確定判決が「犯行着衣」と認定した衣類五点の証拠を捜査機関側が捏造した可能性が極めて高いと指摘していた。



袴田巖さん